

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	NISA 等の利便性向上・充実	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>NISA 等の更なる普及・促進を図る観点から、以下の項目について措置を講じること。</p> <p>① NISA の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NISA（一般 NISA、ジュニア NISA、つみたて NISA）の口座開設申込時に、即日で購入を可能とすること ・ NISA の非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り特定口座に移管されるものとする ・ 成人年齢引下げに伴う対応 <p>② 特定口座の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員報酬として支給される、一定期間譲渡が出来ない株式（いわゆる「リストラクテッドストック」）について、譲渡が可能となった際、特定口座でも保有できるようにすること ・ 自社株等を対価とする TOB において、TOB 対象会社株主が交付を受ける上場株式について、特定口座及び NISA 口座でも保有できるようにすること ・ 証券会社等が適切に源泉徴収義務を果たせるように、純資産減少割合等の情報に関して、上場会社から証券会社等への通知義務を課すなど、所要の措置を講じること ・ 合併等に対して株主が反対し、株式買取請求を行った場合に交付される金銭等についてみなし配当が発生した場合などにおける源泉徴収義務者を明確化すること <p>③ NISA 制度の恒久化</p>	
	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円</p> <p>（ － 百万円）</p> <p>（ － 百万円）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 NISA 等の利便性向上・充実により、同制度の更なる普及・促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 (NISA の利便性向上) NISA は、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として、平成 26 年 1 月より導入された制度である。その後、平成 28 年 1 月からは若年層への投資のすそ野を拡大する観点から「ジュニア NISA」が導入されており、また、平成 30 年 1 月からは長期の積立・分散投資を強く後押しする観点から「つみたて NISA」が導入される。(以下、平成 26 年 1 月に導入された NISA を「一般 NISA」といい、「ジュニア NISA」、「つみたて NISA」とあわせて「NISA 制度」という。) 今年 3 月末時点で、一般 NISA の口座数は約 1,000 万、買付額は約 10.5 兆円にのぼり、また、ジュニア NISA の口座数も約 20 万となるなど、国民の高い関心が寄せられている。 他方で、一般 NISA について、口座開設後に一度も取引を行っていない口座（非稼働口座）の割合も相当高い水準（証券会社における非稼働口座の割合は、平成 29 年 3 月末時点で約 39%）となっており、稼働率の向上が課題となっている。 こうした課題に対応するためには、制度の利便性向上を図ることが重要であることから、上記の改正を要望するものである。</p> <p>(特定口座の利便性向上) 市場環境の整備及び投資者の利便性向上を図る観点から、上記の改正を要望するものである。</p> <p>(NISA 制度の恒久化) 家計における長期の安定的な資産形成を可能とする観点から、上記の改正を要望するものである。</p>
<p>今回の要望に関</p>	<p>合理性 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>「『未来投資戦略』2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）・抄第 2 具体的施策 II-B. 価値の最大化を後押しする仕組み 3. (2) ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給 ① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等 (中略) 家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、<u>積立 NISA を含め、NISA 制度全体の更なる普及・促進を図るとともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。</u> (中略)</p>

		<p>ア) 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計の安定的な資産形成を促すため、ジュニア NISA について手続における負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、<u>手続の改善を検討</u>する。
	政策の達成目標	NISA 等の普及・促進により、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	平成 29 年 3 月末時点で、一般 N I S A の口座数は 1,077 万 1,391 口座、買付額は 10 兆 5,469 億 8,376 万円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は 21 万 1,445 口座、買付額は 405 億 9,961 万円となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	4,967 万人 (2016 年度 個人株主数の延べ人数) (出典) 東京証券取引所等「2016 年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の利便性向上につながり、投資者の証券市場への参加拡大及び家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の利便性を向上させ、一層の普及・促進を図るものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 29 年 3 月末時点で、一般 N I S A の口座数は 1,077 万 1,391 口座、買付額は 10 兆 5,469 億 8,376 万円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は 21 万 1,445 口座、買付額は 405 億 9,961 万円となっている。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	対象外
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成 29 年 3 月末時点で、一般 N I S A の口座数は 1,077 万 1,391 口座、買付額は 10 兆 5,469 億 8,376 万円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は 21 万 1,445 口座、買付額は 405 億 9,961 万円となっている。
	前回要望時の達成目標	個人投資家に対して、積立・分散投資を促進することで、家計の中長期的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上記のとおり、平成 29 年 3 月末時点で、一般 N I S A の口座数は 1,077 万 1,391 口座、買付額は 10 兆 5,469 億 8,376 万円、ジュニア NISA の口座数は 21 万 1,445 口座、買付額は 405 億 9,961 万円となっており、着実に普及・定着が進んでいる。
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る所要の措置								
税 目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>外国子会社合算税制（CFC 税制）について、国内金融機関の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1490 963"> <tr> <td data-bbox="887 792 1217 851">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1217 792 1490 851">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 851 1217 909">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1217 851 1490 909">(－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 909 1217 963">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1217 909 1490 963">(－ 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(－ 百万円)								
(改正増減収額)	(－ 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内金融機関が海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 29 年度税制改正において、CFC 税制については、国内企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう見直しがされたところ。</p> <p>しかしながら、海外における様々なビジネスの実態を踏まえれば、金融機関の一部の業務の取扱いについて課題が残されているところであり、本年度も引き続き検討することが必要。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	III-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関が海外事業展開を行うための環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	金融機関の一部の業務の取扱いについて、課題が残されているところ。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	外国子会社を有する企業への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		海外展開する企業の税制を整備するものであり、予算その他の措置では実現できない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正において CFC 税制の見直しが行われたが、同改正では十分議論できなかった論点があるため、平成 30 年度改正において所要の措置を求めるものである。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長											
税 目	所得税											
要 望 の 内 容	<p>国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に関し、証拠金（現金担保）に係る利子の源泉徴収を不要とする措置について、恒久化又は延長を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1482 981"> <tr> <td data-bbox="874 808 1198 869">平年度の減収見込額</td> <td colspan="2" data-bbox="1198 808 1482 869">▲10 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 869 1198 929">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1198 869 1278 929">（</td> <td data-bbox="1278 869 1482 929">－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 929 1198 981">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1198 929 1278 981">（</td> <td data-bbox="1278 929 1482 981">－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲10 百万円		（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲10 百万円											
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、その取引環境を整備する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付するのが一般的である。</p> <p>諸外国では、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、我が国では源泉徴収の対象となる。</p> <p>このため、平成 27 年度税制改正において、諸外国とのイコールフットイングを図る観点から、外国金融機関等が国内金融機関等に差入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられている。</p> <p>しかしながら、当該措置は平成 30 年 3 月 31 日までの時限措置とされているため、安定した取引環境の整備を図る観点から、平成 30 年 4 月以降も制度の恒久化を行う必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	III-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、その取引環境を整備する。
		租税特別措置の適用又は延長期間は	恒久化又は少なくとも延長
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	利子非課税制度が時限措置であるため、未だ安定的な取引環境が整備されたとはいえない状況。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	クロスボーダーの店頭デリバティブ取引を行う国内金融機関等の殆どが活用すると見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現金担保の利子について、諸外国並みの税制が整備されることによつて、国際的なデリバティブ市場における国内金融機関等と外国金融機関等のイコールフットイングが図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		現金担保の利子に係る措置の恒久化を求めるものであり、予算その他の措置では実現できない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	クロスボーダーの店頭デリバティブ取引を行う国内金融機関等の殆どが活用していると見込まれる。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	国内金融機関等と外国金融機関等の税制上のイコールフットィングが確保され、取引環境の整備が図られた。
	前回要望時の達成目標	デリバティブ取引に際しての外国金融機関からの円滑な担保徴求のための環境を整備し、我が国の金融機関の健全性及び国際的な競争力を高めること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担保徴求に係る税制上の環境整備が進み、国内金融機関の競争力向上に貢献しているものと考えられる。
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度税制改正において創設。 ・今回、初めての延長要望である。 	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総務企画局企画課保険企画室）

制 度 名	生命保険料控除制度の拡充						
税 目	所得税						
要 望 の 内 容	<p>所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。</p> <p>※ 平成24年の改組により介護医療保険について新たに保険料控除が設けられたところ、利用率は20.1%（平成24年）から41.8%（平成27年）に順調に上昇している。</p>						
	（給与所得者数に占める割合（%））						
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
	一般生命	76.0	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3
	介護医療	—	—	20.1	30.0	36.9	41.8
	個人年金	15.8	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7
	全体	77.3	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6
	（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）						
	<p>※ 介護医療保険に係る一人あたりの所得控除額については、1.8万円（平成24年）から2.8万円（平成27年）に上昇し、制度全体でみても平成24年以降増加に転じている。</p>						
	（一人当たりの保険料控除額（万円））						
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
一般生命	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	
介護医療	—	—	1.8	2.4	2.6	2.8	
個人年金	4.8	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5	
全体	5.5	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5	
（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）							
平年度の減収見込額				▲49,700 百万円			
（制度自体の減収額）				（ — 百万円）			
（改正増減収額）				（ — 百万円）			

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 私的保障を支援・促進する生命保険料控除制度の拡充により、国民の自助努力を喚起することで、自助・自立のための環境整備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化の急速な進展等により、社会保障制度の見直しが進められていく中で、国民が安心できる生活保障の水準を確保するために、公的保障とともに私的保障の重要性が高まって^(※1)いる。また、ライフスタイルの変化により、生命保険のカバーする領域は広がっており、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことが求められている^(※2)。 このため、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充する必要がある。</p> <p>(※1) 必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>遺族保障</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>医療保障</td> <td>51.4%</td> </tr> <tr> <td>介護保障</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>老後保障</td> <td>79.9%</td> </tr> </table> <p>(出典：生命保険文化センター 「平成28年度 生活保障に関する調査」)</p> <p>(※2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋） (自助・自立のための環境整備等) 第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、<u>個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入</u>その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。</p> <p>2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、<u>自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。</u></p>		遺族保障	70.0%	医療保障	51.4%	介護保障	82.7%	老後保障	79.9%
	遺族保障	70.0%								
	医療保障	51.4%								
	介護保障	82.7%								
老後保障	79.9%									
今回の要望に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>								
		<p>政策の達成目標</p> <p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p>								
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>恒久措置とする。</p> <hr/> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>(政策の達成目標と同じ)</p>								
<p>政策目標の達成状況</p> <p>—</p>										

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約 3,819 万人</p> <p>※ 平成 27 年民間給与所得者数^(注) 4,348 万人 うち生命保険料控除適用者数 3,123 万人 (71.8%) → 制度拡充後 (見込) 3,290 万人 (75.7%) (注) 年末調整対象者のみ</p> <p>平成 27 年申告所得者数 633 万人 うち生命保険料控除適用者数 502 万人 (79.4%) → 制度拡充後 (見込) 529 万人 (83.6%) (出典：国税庁「平成 27 年分民間給与実態統計調査」及び「平成 27 年分申告所得税標本調査」)</p>																	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。</p>																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																	
	要望の措置の妥当性	<p>少子高齢化の急速な進展等により、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が 30 歳未満の若年層においては、加入率が急速にかつ大幅に低下している^(※1)。また、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われ、公的保障を補完しているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ 6 割程度となっている^(※2)。</p> <p>このため、今後、若年層を中心に国民全体の私的保障の準備不足が懸念されるところ、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(※1) 生命保険の世帯加入率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 9 年</th> <th>平成 15 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>低下幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 歳未満</td> <td>88.6%</td> <td>71.4%</td> <td>60.5%</td> <td>66.3%</td> <td>▲22.3pt</td> </tr> <tr> <td>全年齢</td> <td>93.0%</td> <td>89.6%</td> <td>86.0%</td> <td>83.1%</td> <td>▲9.9pt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査」)</p>		平成 9 年	平成 15 年	平成 21 年	平成 27 年	低下幅	30 歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt	全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%
	平成 9 年	平成 15 年	平成 21 年	平成 27 年	低下幅														
30 歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt														
全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%	▲9.9pt														

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		<p>(※2) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>2,957 万円</td> <td>1,793 万円</td> <td>1,312 万円</td> <td>794 万円</td> </tr> <tr> <td>20 歳代</td> <td>2,885 万円</td> <td>1,127 万円</td> <td>1,904 万円</td> <td>823 万円</td> </tr> <tr> <td>30 歳代</td> <td>3,990 万円</td> <td>2,069 万円</td> <td>1,452 万円</td> <td>914 万円</td> </tr> <tr> <td>40 歳代</td> <td>3,460 万円</td> <td>2,396 万円</td> <td>1,471 万円</td> <td>849 万円</td> </tr> <tr> <td>50 歳代</td> <td>2,961 万円</td> <td>2,224 万円</td> <td>1,329 万円</td> <td>904 万円</td> </tr> <tr> <td>60 歳代</td> <td>2,000 万円</td> <td>1,062 万円</td> <td>881 万円</td> <td>582 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成 28 年度 生活保障に関する調査」)</p>		男性		女性		必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	全体	2,957 万円	1,793 万円	1,312 万円	794 万円	20 歳代	2,885 万円	1,127 万円	1,904 万円	823 万円	30 歳代	3,990 万円	2,069 万円	1,452 万円	914 万円	40 歳代	3,460 万円	2,396 万円	1,471 万円	849 万円	50 歳代	2,961 万円	2,224 万円	1,329 万円	904 万円	60 歳代	2,000 万円	1,062 万円	881 万円	582 万円
		男性		女性																																					
		必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)																																				
	全体	2,957 万円	1,793 万円	1,312 万円	794 万円																																				
	20 歳代	2,885 万円	1,127 万円	1,904 万円	823 万円																																				
	30 歳代	3,990 万円	2,069 万円	1,452 万円	914 万円																																				
	40 歳代	3,460 万円	2,396 万円	1,471 万円	849 万円																																				
	50 歳代	2,961 万円	2,224 万円	1,329 万円	904 万円																																				
	60 歳代	2,000 万円	1,062 万円	881 万円	582 万円																																				
	租税特別措置の適用実績	<p>【給与所得者数に占める割合※ (%)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>76.2</td> <td>76.1</td> <td>75.8</td> <td>75.0</td> <td>74.3</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>20.1</td> <td>30.0</td> <td>36.9</td> <td>41.8</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>15.0</td> <td>15.6</td> <td>16.5</td> <td>16.4</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>77.3</td> <td>76.9</td> <td>77.1</td> <td>76.8</td> <td>76.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p>		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	一般生命	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3	介護医療	—	20.1	30.0	36.9	41.8	個人年金	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7	全体	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6									
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年																																			
一般生命	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3																																				
介護医療	—	20.1	30.0	36.9	41.8																																				
個人年金	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7																																				
全体	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>【一人当たりの保険料控除額※ (万円)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.8</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>5.5</td> <td>5.9</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p> <p>※納税者を対象として算定</p>		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	一般生命	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	介護医療	—	1.8	2.4	2.6	2.8	個人年金	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5	全体	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5										
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年																																			
一般生命	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2																																				
介護医療	—	1.8	2.4	2.6	2.8																																				
個人年金	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5																																				
全体	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5																																				
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約 7 割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※1)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。</p>																																								
	<p>(※1) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td> <td>新規加入・増額をしたい</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>加入・増額は行わない</td> <td>27.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「平成 29 年 生保関連税制に関するアンケート調査」)</p> <p>また、回答者の約 7 割が生命保険料控除制度の拡充が自助努力の促進にながると考えており^(※2)、制度拡充は自助努力の喚起を推し進めるものとして有効である。</p>	質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	12.1%	新規加入・増額を前向きに検討したい	32.3%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	27.8%	加入・増額は行わない	27.8%																												
質問	回答	回答割合																																							
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	12.1%																																							
	新規加入・増額を前向きに検討したい	32.3%																																							
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	27.8%																																							
	加入・増額は行わない	27.8%																																							

		<p>(※2) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。</td> <td>非常にそう思う</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>そう思う</td> <td>54.5%</td> </tr> <tr> <td>そう思わない</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>全くそう思わない。</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「平成29年 生保関連税制に関するアンケート調査」)</p> <p>これらのことから、生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる私的保障の促進が見込まれ、国民の自助努力の支援に寄与すると見込まれる。</p>	質問	回答	回答割合	生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。	非常にそう思う	16.4%	そう思う	54.5%	そう思わない	21.6%	全くそう思わない。	7.5%
質問	回答	回答割合												
生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。	非常にそう思う	16.4%												
	そう思う	54.5%												
	そう思わない	21.6%												
	全くそう思わない。	7.5%												
前回要望時の達成目標	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p>													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—													
これまでの要望経緯	<p>平成24年に一般生命・介護医療・個人年金の3つの控除からなる制度に改組された(平成23年までは生命・個人年金の2つの控除)。 本要望については、平成27年度税制改正より継続して要望している。</p>													

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	上場株式等の相続税に係る見直し											
税 目	相続税											
要 望 の 内 容	<p>高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="874 752 1490 960"> <tr> <td data-bbox="874 752 1197 808">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1197 752 1276 808">－</td> <td data-bbox="1276 752 1490 808">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 808 1197 864">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1197 808 1276 864">(－)</td> <td data-bbox="1276 808 1490 864">百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 864 1197 960">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1197 864 1276 960">(－)</td> <td data-bbox="1276 864 1490 960">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－	百万円	(制度自体の減収額)	(－)	百万円)	(改正増減収額)	(－)	百万円)
平年度の減収見込額	－	百万円										
(制度自体の減収額)	(－)	百万円)										
(改正増減収額)	(－)	百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民の資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消し、国民が真に必要な金融サービスを受けられるための環境整備を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるが、価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利となっている。家計資産の多くは高齢者によって保有されている中、相続税によって、高齢者の資産選択に歪みを与えているとの指摘もある。</p> <p>相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税の見直しを要望するもの。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	国民の資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消し、国民が真に必要な金融サービスを受けられるための環境整備を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,967万人(2016年度 個人株主数の延べ人数)。 (出典)東京証券取引所等「2016年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	上場株式等と他の資産の相続税の負担感の差による投資家の資産選択の歪みを解消することにより、国民が資産形成等のために、真に必要な金融サービスを受けられるための環境が整備される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	上場株式等と他の資産の相続税の負担感の差による投資家の資産選択の歪みを解消するためには、相続税に係る見直しが必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ														
税 目	法人税														
要 望 の 内 容	<p>借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1490 1025"> <tr> <td data-bbox="874 846 1197 898">平年度の減収見込額</td> <td colspan="2" data-bbox="1197 846 1490 898">▲19,608 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 898 1197 927">（制度自体の減収額）</td> <td colspan="2" data-bbox="1197 898 1490 927">※初年度における減収見込額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 927 1197 978">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1197 927 1276 978">（</td> <td data-bbox="1276 927 1490 978">- 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 978 1197 1025">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1197 978 1276 1025">（</td> <td data-bbox="1276 978 1490 1025">- 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲19,608 百万円		（制度自体の減収額）	※初年度における減収見込額		（改正増減収額）	（	- 百万円）	（改正増減収額）	（	- 百万円）
平年度の減収見込額	▲19,608 百万円														
（制度自体の減収額）	※初年度における減収見込額														
（改正増減収額）	（	- 百万円）													
（改正増減収額）	（	- 百万円）													
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>一定の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえて引き上げることにより、繰延税金資産の発生抑制及び金融機関の自己資本の強化を図り、より強固な金融システムを構築すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度上、会計と税務の貸倒損失計上の時期には大きな差異が存在し、税務上損金算入が認められる貸倒れに係る償却・引当の範囲は極めて限定的となっている。特に、借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（回収不能見込額）は、債権額から担保回収可能額を差し引いた額の 50%と定められているが、実態を見ると、法的手続に入った場合、最終的にはほとんどが回収不能となっている。そのため、実態に即した損金算入割合に引き上げることが必要。</p> <p>また、金融機関は、会計上の貸倒引当金のうち税務上損金算入できないものの一部を繰延税金資産として資産計上している。本要望が実現すれば、繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加するため、金融機関の自己資本の強化につながる。より強固な金融システムを構築するためにも、実態と乖離した税務上の貸倒引当金の損金算入割合を見直すことが必要。</p>														

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関の自己資本の強化を図ることを通じて、より強固な金融システムを構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	現行制度上、貸倒引当金の計上は、金融機関等を中心に限定された法人のみに認められている。これらの貸倒引当金の計上が認められた法人により、適用されることとなる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望により、金融機関が貸倒引当金に関して計上している繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加することによって、金融機関の自己資本の強化につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本要望は、貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえたものとするものであり、実態に応じた課税上の取り扱いを行うものであることから、適切な課税の見地からも理解を得られる措置である。また、金融機関の自己資本の強化を通じて、政策目的である金融システムの安定確保に資するものである。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 15 年度からの継続要望である。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総務企画局企画課信用制度企画室）

制 度 名	預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長								
税 目	登録免許税								
要 望 の 内 容	<p>預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号（以下「第 1 号措置」という。）及び第 126 条の 2 第 1 項第 1 号（以下「特定第 1 号措置」という。）の規定による資本増強を行った際の増資の登記に係る登録免許税率及び資本増強とともに株式移転を行って銀行持株会社等を設立した際の株式会社の設立の登記に係る登録免許税の税率を「1000 分の 3.5」とする現行の租税特別措置法第 80 条第 3 項の措置を「当分の間」延長することを要望する。</p> <table border="1" data-bbox="887 813 1490 981"> <tr> <td data-bbox="887 813 1217 869">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1217 813 1490 869">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 869 1217 925">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1217 869 1490 925">（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 925 1217 981">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1217 925 1490 981">（ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	－ 百万円								
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）								
（改正増減収額）	（ － 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>預金保険法第 102 条の規定の各措置は、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときに、第 126 条の 2 の規定の各措置は、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときに、内閣総理大臣が開催する金融危機対応会議の議を経て当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行い実施するものであり、これによって、預金者保護、信用秩序の維持及び金融システムの安定を図ることを目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>第 1 号措置及び特定第 1 号措置による金融機関の資本の増強等は、個別金融機関の救済措置ではなく、増加した資本による当該金融機関の経営の健全化を通じ、我が国又は地域の信用秩序の維持及び我が国の金融システムの安定を図ろうとするものである。このため、資本増強等の登記に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関の経営健全化計画履行のための財産的基盤を確保する必要がある。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	預金者保護、信用秩序の維持及び金融システムの安定を図ることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	当分の間
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	第1号措置及び特定第1号措置の適用を受けた金融機関等は、平成16年度以降なく、これまでのところ、預金者保護、信用秩序の維持及び金融システムの安定は図られている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	なし
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	第1号措置による金融機関の資本の増強等は、我が国又は地域の信用秩序に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるとき、特定第1号措置による金融機関等の資本の増強は、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときに実施される必要不可欠な制度であり、本措置は預金者保護、信用秩序の維持及び金融システムの安定を図ることができるものと見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		資本増強に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関等の負担を減少させることは、当該金融機関等の経営の健全化を通じ、預金者保護及び信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与するため、本要望は施策の円滑な実施に資する適正な要望であると考える。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、第 1 号措置及び特定第 1 号措置の適用を受けた金融機関等はないため、本軽減措置の適用実績はない。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、第 1 号措置及び特定第 1 号措置の適用を受けた金融機関等はなく、効果を測定するのは困難である。
	前回要望時の達成目標	預金者保護及び信用秩序の維持及び金融システムの安定を図ることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、第 1 号措置及び特定第 1 号措置の適用を受けた金融機関等がなく、預金者保護、信用秩序の維持及び金融システムの安定は図られている。
これまでの要望経緯	<p>平成 16 年度税制改正において創設（新設）され、20 年度及び 22 年度税制改正において各 2 年間の延長が認められた。</p> <p>その後、24 年度税制改正において資本増強とともに株式移転によって銀行持株会社を設立した際の登録免許税の軽減措置を追加し 2 年間の延長が認められた。</p> <p>また、平成 25 年 6 月の預金保険法の改正時に、特定第 1 号措置による資本増強等に係る登録免許税の軽減措置が追加された後、26 年度税制改正において 2 年間の延長が認められた。</p> <p>さらに、28 年度税制改正において 2 年間（30 年 3 月 31 日まで）の延長が認められた。</p>	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	ヘッジ処理における「特別な有効性判定等」の適用開始時期を、所轄税務署長の承認を受けた当該事業年度とすること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ヘッジ処理における税務上の取扱いについて、金融機関等のリスク管理の実態に即したものとすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>常時多数のデリバティブ取引等を行う法人（金融機関等）においては、税務上のヘッジ処理の適用要件である「有効性判定」について、所轄税務署長の承認を条件に「特別な有効性判定方法等」の適用が認められているところ。</p> <p>しかしながら、当該適用開始時期については、所轄税務署長の承認を受けた翌事業年度となっており、税務上の取扱いが即時のリスク管理を求める企業活動の実態に即したものとはなっていないことから、見直しが必要。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	ヘッジ処理における税務上の取扱いを金融機関等のリスク管理の実態に即したものとすること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	金融機関等、常時多数のデリバティブ取引等を行う法人による適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望により、ヘッジ処理における税務上の取扱いが、金融機関等のリスク管理の実態に即したものなる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本要望は、税務上の手続きに関するものであり、予算その他の措置によっては実現することができない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	外国債券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等											
税 目	消費税											
要 望 の 内 容	<p>○ 無券面の外国債券等の譲渡に係る消費税の内外判定について明確化すること。</p> <p>○ 上記の明確化に合わせて適宜所要の措置を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="887 846 1490 1014"> <tr> <td data-bbox="887 846 1219 902">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1219 846 1299 902">—</td> <td data-bbox="1299 846 1490 902">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 902 1219 958">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1219 902 1299 958">(—)</td> <td data-bbox="1299 902 1490 958">百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 958 1219 1014">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1219 958 1299 1014">(—)</td> <td data-bbox="1299 958 1490 1014">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—)	百万円)	(改正増減収額)	(—)	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—)	百万円)										
(改正増減収額)	(—)	百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>無券面の外国債券等を譲渡した場合における消費税の内外判定を明確化すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行の消費税法上、資産の譲渡が消費税の課税対象である国内取引となるかどうか（内外判定）は、原則、当該資産の所在地で判定することとなっているが、無券面の外国債券等の譲渡については、その内外判定基準が不明確との指摘がある。</p> <p>そのため、無券面の外国債券等を譲渡する事業者において的確に判断できるよう、無券面の外国債券等の譲渡に係る消費税の内外判定について明確化する必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	無券面の外国債券等を譲渡した場合における消費税の内外判定を明確化すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	なし	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	無券面の外国債券等を譲渡する全事業者が適用対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、無券面の外国債券等を譲渡した場合の消費税の内外判定が明確化される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		現行税制について明確化を図るものであり、予算その他の措置によって手当てすることはできない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総務企画局企画課保険企画室）

制 度 名	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ								
税 目	相続税								
要 望 の 内 容	<p>死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額※に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること</p> <p>※ 法定相続人数×500万円</p> <table border="1" data-bbox="887 790 1490 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲ 11,396 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲ 11,396 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲ 11,396 百万円								
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）								
（改正増減収額）	（－ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民一人ひとりが自助努力により準備している死亡保障に対し、税制上の支援として具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>生命保険は被相続人（被保険者）がその死亡によって生じる遺族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は他の相続財産と異なり、当初から明確に遺族の生活資金として目的付けされているものである。</p> <p>死亡保険金が遺族の生活資金としてその生活安定のための役割を果たしている現状に鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であることから、本施策は必要である。</p> <p>また、平成 27 年 1 月より相続税の基礎控除が引き下げられたことから、相続税の課税対象となる者は増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加している。</p>								

2 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施																							
		政策の達成目標	世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																							
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。																							
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)																							
	政策目標の達成状況	—																								
有効性	要望の措置の適用見込み	約 20.9 万人 (平成 27 年の相続発生による、配偶者及び未成年の子の数の推計)																								
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>30 歳代から 40 歳代の世帯主の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は 2,000 万円から 2,500 万円^(※1) となっており、この金額は保険契約者(被相続人)の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。</p> <p>一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状^(※2) から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えられるところ。さらに、相続財産の大半(4 割強)が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況や平均世帯人員数が減少傾向^(※3) となっており現行の非課税限度額(法定相続人数×500 万円)と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額(2,000 万円～2,500 万円)との間に差異が広がりつつある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、政策の達成目標に照らし、有効な手段と考える。</p> <p>(※1) 「平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)</p> <table border="1" data-bbox="550 1870 1476 1966"> <tr> <td></td> <td>30～34 歳</td> <td>35～39 歳</td> <td>40～44 歳</td> <td>45～49 歳</td> </tr> <tr> <td>普通死亡保険金額(平均)</td> <td>2,171 万円</td> <td>2,040 万円</td> <td>2,163 万円</td> <td>2,223 万円</td> </tr> </table> <p>(※2) 「平成 28 年 家計調査」(総務省)(1 ヶ月ベース)</p> <table border="1" data-bbox="550 2038 1476 2132"> <tr> <td></td> <td>実収入(①)</td> <td>実支出(②)</td> <td>収支(①－②)</td> </tr> <tr> <td>母子世帯</td> <td>272,033 円</td> <td>267,088 円</td> <td>4,945 円</td> </tr> <tr> <td>勤労者世帯</td> <td>526,973 円</td> <td>407,867 円</td> <td>119,106 円</td> </tr> </table>					30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	普通死亡保険金額(平均)	2,171 万円	2,040 万円	2,163 万円	2,223 万円		実収入(①)	実支出(②)	収支(①－②)	母子世帯	272,033 円	267,088 円	4,945 円	勤労者世帯	526,973 円	407,867 円
	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳																						
普通死亡保険金額(平均)	2,171 万円	2,040 万円	2,163 万円	2,223 万円																						
	実収入(①)	実支出(②)	収支(①－②)																							
母子世帯	272,033 円	267,088 円	4,945 円																							
勤労者世帯	526,973 円	407,867 円	119,106 円																							

		(※3) 「平成28年 国民生活基礎調査の概況」 (厚生労働省)						
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>昭和58年</td> <td>平成28年</td> </tr> <tr> <td>平均世帯人員数</td> <td>3.25人</td> <td>2.47人</td> </tr> </table>		昭和58年	平成28年	平均世帯人員数	3.25人	2.47人
	昭和58年	平成28年						
平均世帯人員数	3.25人	2.47人						
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—						
	要望の措置の妥当性	相続税納付後の生活資金を確保するための措置としては、予算その他の措置によるよりも、死亡保険金の相続税非課税限度額を引上げる税制上の措置によるのが妥当である。						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>本措置の適用による減税額（推計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年 24,430百万円 ・平成25年 30,072百万円 ・平成26年 29,223百万円 ・平成27年 46,678百万円 <p>※非課税限度額は、500万円で計算。 ※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。</p>						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—						
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考えている人が約5割^(※1)いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。</p> <p>① 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金の割合は約6.5%であるが、現預金及び退職手当金等の合計額(約47百万円)と、相続税額及び債務等の合計額(約46百万円)がほぼ同水準であること^(※2)から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。</p> <p>② なお、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人^(※3)についても、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は53.1%である一方で、「相続および相続税の支払いを考えて」は1.8%に過ぎ</p>						

		<p>ない状況であり、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる^(※4)。</p> <p>こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が適用されることを通じて、国民生活の安心と安定に寄与している。</p> <p>(※1) 「平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査」 (生命保険文化センター) (※2) 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="549 483 1469 683"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">相続財産全体</th> <th colspan="6">内訳</th> <th rowspan="2">債務等</th> <th rowspan="2">相続税額</th> </tr> <tr> <th>現預金等</th> <th>死亡保険金等</th> <th>退職手当金等</th> <th>有価証券</th> <th>土地等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価額(千円)</td> <td>212,111</td> <td>41,560</td> <td>13,747</td> <td>5,248</td> <td>19,661</td> <td>97,301</td> <td>34,594</td> <td>25,299</td> <td>20,667</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>100.0</td> <td>19.6</td> <td>6.5</td> <td>2.5</td> <td>9.3</td> <td>45.9</td> <td>16.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 18 年度決算検査報告」 (会計検査院) (※3) 国税庁統計情報 (平成 27 年) より算出したところによれば 4 分の 1 強。 (※4) 「平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査」 (生命保険文化センター)</p>		相続財産全体	内訳						債務等	相続税額	現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667	割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		
	相続財産全体	内訳						債務等	相続税額																													
		現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他																															
価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667																													
割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2																															
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>不慮の事故等に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。</p>																																				
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																																				
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和 63 年に法定相続人一人当たり 250 万円から 500 万円に引き上げられた。 本要望については、平成 3 年度税制改正より継続して要望している。</p>																																				

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	マイナンバーの利用に関する手続の簡素化											
税 目	所得税											
要 望 の 内 容	<p>投資家の利便性向上を図るために、以下の項目について措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバー既告知者が行う、氏名又は住所の変更告知について、マイナンバーを不要とすること ○ NISA 口座が廃止された際の、金融機関が税務当局に提供する事項につき、マイナンバーを不要とすること <table border="1" data-bbox="887 792 1490 963"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 マイナンバーに関する各種手続の利便性向上、簡素化を図り、個人投資家の市場参加を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性 個人投資家のすそ野の拡大を図る観点からは、市場環境の整備及び投資者の利便性向上が重要であることから、上記の改正を要望するものである。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	なし
		政策の達成目標	なし
		租税特別措置の適用又は延長期間 同様の期間中の達成目標	なし
		政策目標の達成状況	なし
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,967万人（2016年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「2016年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、制度の利便性向上につながり、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の利便性を向上させ、個人投資家の市場への参加促進を図るものであり、妥当である。
置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度改正 マイナンバー制度の活用による投資家の利便性向上 ・平成 28 年度改正 マイナンバーの導入に伴う手続の簡素化 	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	信託受益権の質的分割に係る所要の措置											
税 目	所得税、法人税、相続税、消費税											
要 望 の 内 容	<p>信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係を明確化すること。 なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。</p> <table border="1" data-bbox="887 831 1490 999"> <tr> <td data-bbox="887 831 1217 891">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1217 831 1294 891">-</td> <td data-bbox="1294 831 1490 891">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 891 1217 952">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1217 891 1294 952">(-</td> <td data-bbox="1294 891 1490 952">百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 952 1217 999">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1217 952 1294 999">(-</td> <td data-bbox="1294 952 1490 999">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(-	百万円)	(改正増減収額)	(-	百万円)
平年度の減収見込額	-	百万円										
(制度自体の減収額)	(-	百万円)										
(改正増減収額)	(-	百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>質的に分割された場合の信託受益権の課税関係を明確化することにより、信託の利用促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>受益者等課税信託について、信託の受益者が複数の場合、信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとして課税するとされている。</p> <p>信託受益権が質的に分割されている場合（元本収益構造等）の課税関係については、税制上、明確となっておらず、信託受益権の質的分割を伴う信託の利用が進んでいない状況となっているため、本施策が必要。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	信託受益権の質的分割を伴う信託の利用を増大・発展させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	信託受益権の質的分割（元本収益構造等）を伴う信託において、適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	課税関係が明確化されることにより、信託利用者に安心感を与えるとともに、信託受益権の質的分割を伴う信託の利用の増大・発展に寄与する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は現行制度に則して課税関係を明確化するものであり、課税額を予測できることにより信託利用者に安心感を与えることにつながるため、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度、平成 28 年度および平成 29 年度に同様の要望を行っている。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し								
税 目	相続税								
要 望 の 内 容	<p>相続税に係る国家間の課税権の調整を行うための一定の救済策を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="887 813 1490 981"> <tr> <td data-bbox="887 813 1217 869">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1217 813 1490 869">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 869 1217 925">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1217 869 1490 925">（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 925 1217 981">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1217 925 1490 981">（ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	－ 百万円								
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）								
（改正増減収額）	（ － 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>相続税に係る国家間の課税権の調整を行うことで、外国高度専門人材が我が国で働きやすい環境を整備する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、経済のグローバル化に伴い、国家間で相続税の課税権が競合する状況が顕在化している。</p> <p>わが国においては、相続税に係る国際的な課税権の調整が不十分であり、外国人が日本での勤務を敬遠する要因になっているとの声がある。</p> <p>このため、外国高度専門人材を我が国に呼び込む観点から、相続税に係る国際的な課税権の調整を行うための一定の救済策を措置する必要がある。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	III-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	外国高度専門人材の呼び込みを阻害しないような制度の構築。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	国家間の課税権の調整が十分行われていない状況。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	我が国に居住する外国人に関して相続が発生した場合に適用されると見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	外国高度専門人材を呼び込む際の阻害要因が排除され、その受入れが促進される見込み。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		国家間の課税権の調整を求めるものであり、予算その他の措置によって実現することはできない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正においても、同趣旨の見直しを要望。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁 総務企画局政策課、財務省 大臣官房政策金融課）

制 度 名	生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続の電子化								
税 目	所得税								
要 望 の 内 容	<p>金融機関や顧客等のコストを削減するとともに、利便性を向上させる観点から、電磁的な方法による生命保険料控除及び住宅ローン控除等の手続を可能とするほか、手続の簡素化を図ること。</p> <table border="1" data-bbox="887 813 1489 981"> <tr> <td data-bbox="887 813 1217 869">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1217 813 1489 869">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 869 1217 925">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1217 869 1489 925">(－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 925 1217 981">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1217 925 1489 981">(－ 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(－ 百万円)								
(改正増減収額)	(－ 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 生命保険料控除及び住宅ローン控除等の各手続の電子化・簡素化を図ることにより、金融機関や顧客を含めた社会全体のコストを削減するとともに利便性を向上させる。</p> <p>(2) 施策の必要性 源泉徴収制度・年末調整制度は納税者（契約者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして用いられているところであるが、「源泉徴収義務者（勤務先）の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている関係書類について、電子データでの提出を可能とすべき、団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべき」といった指摘があり、本件要望施策については、規制改革推進会議の第 1 次答申（平成 29 年 5 月 23 日）における指摘事項でもある。</p> <p>生命保険料控除及び住宅ローン控除等に係る手続全体において電磁的な方法による手続も可能とするほか、手続の簡素化を図ることにより、社会的なコストの更なる削減に資する。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	利用者の利便の向上に適う金融サービスが提供されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	—	
有 効 性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険料控除 (個人向け商品) 保有契約件数：18,948 万件(平成 28 年度) (団体向け商品) 名寄せ被保険者数：1,882 万人^{※1}(平成 28 年度) <small>※1 団体定期保険と拠出型企業年金保険の計。このほか、確定給付企業年金保険や医療保障保険の一部も対象となる。</small> ・ 地震保険料控除 (個人向け商品) 保有契約件数：1,771 万件(平成 28 年度) ・ 住宅ローン控除 住宅ローン残高等証明書発行件数：145 万件^{※2}(平成 27 年度) <small>※2 大手 3 行における発行件数の計。</small> 	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	金融機関や顧客を含めた社会全体のコスト削減及び利便性の向上を図るものである。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、社会全体のコスト削減及び利便性の向上を図るものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	金融機関や顧客を含めた社会全体のコストの更なる削減及び利便性の向上を図る。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	本件要望項目については、規制改革推進会議の第1次答申（平成29年5月23日）における指摘項目であり、また、生命保険料控除制度に係る年末調整手続の簡素化・合理化については生命保険協会から、住宅ローン控除制度に係る年末調整手続の電子化については全国銀行協会からも要望のあったものである。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	公募投資信託等の内外二重課税の調整											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	<p>公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="874 853 1490 1021"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>内外二重課税の調整を図ることにより、多様な資金運用方法の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。</p> <p>諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、我が国においても、現行の内外二重課税の調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設けることが必要である。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3. 市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税の調整
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、内外二重課税の状態が排除されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	内外二重課税の調整（外国税額控除）方法の見直しを行うものであり、租税特別措置によることが妥当である。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望である。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）								
税 目	所得税								
要 望 の 内 容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <p>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 また、私募株式投資信託の課税方式について申告分離課税等とすること。</p> <p>2 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</p> <p>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1490 1048"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲33,200 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲33,200 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲33,200 百万円								
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）								
（改正増減収額）	（－ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促すことを通じて、国民の長期的な資産形成が図られること。</p> <p>(2) 施策の必要性 金融商品間の損益通算の範囲については、平成 28 年 1 月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、上記政策目的が十分達成されていない。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促し、国民の長期的な資産形成が図られること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促し、国民の長期的な資産形成が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	投資法人が海外で支払う法人税等（外国法人税）に係る導管性判定式の改正		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	投資法人における導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除すること。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	百万円 （▲68,400 百万円） （ 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>導管性要件に係る判定式を見直すことによって、投資法人の導管性を確保し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>投資法人においては、配当可能利益（税引前当期純利益から一定の項目を控除したもの）の 90%超を配当として支払うこと（導管性要件）を条件に、配当等の額の損金算入が認められているところ。</p> <p>投資法人が保有する海外不動産等について外国法人税が課される場合、現行の会計上、外国法人税は税引前当期純利益の下に表示すると解されている。</p> <p>そのため、導管性判定式の分母である配当可能利益は外国法人税控除前の金額となる一方で、分子の配当は外国法人税控除後の金額となり、海外不動産比率が高い投資法人においては、90%超配当要件を満たせなくなるおそれがある。</p> <p>不動産証券化市場の活性化を図る観点から、海外不動産等に投資をする投資法人の活動の制約を解消するため、導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	現行制度上、「外国法人税額等」が生じる場合、投資法人の活動が制約されるおそれがある。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	投資法人のうち、「外国法人税額等」が生じる法人において、適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながることから、本措置は妥当である。また、本措置は、税に係る問題に対処するものであり、税制でしか措置することができない。	

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 金融庁監督局総務課 ）

制 度 名	地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の特例措置の延長	
税 目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>（株）地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年 3 月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）に基づき、（株）企業再生支援機構（以下「旧機構」という。）を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。</p> <p>上記設立に際し、平成 25 年度税制改正において、旧機構が受けていた金融機関等からの債権の買取り等により取得する不動産に関する権利等の移転登記等に対する登録免許税の免税措置が引き続き機構にも適用され、その適用期限が 5 年延長された。</p> <p>また、平成 26 年度の税制改正において、この免税措置の適用対象に機構が再生支援対象事業者に対する資金の貸付けに伴い、金融機関等から取得する不動産に関する権利等の移転登記等が加えられた。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>機構が金融機関等からの債権の買取り等により取得する不動産に関する権利等の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（株式会社地域経済活性化支援機構法第 60 条）を延長する。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 機構を通じて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 機構が、金融機関から債権を買取り、再生計画等を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うため、税制上の支援が必要である。</p>		
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成30年度から5年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>

	政策目標の達成状況	平成 29 年 3 月末までに、旧機構で 28 件、当機構で 66 件の再生支援決定を行い、65 件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。
有効性	要望の措置の適用見込み	年間 2 社以上の見込み ① 機構において本件を適用した件数：9 件（13.6%） ② 今後、機構で見込まれる支援決定件数：17 件 年間支援決定数（平均）：66 件 ÷ 4 年 ≒ 17 件 ③ ② × 13.6% = 2.3 件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画等を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が債権者間調整を行い、金融機関等により債務免除等が行われた場合の企業再生税制の適用 ・ 貸倒引当金の適用対象法人 ・ 資本金等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金（20 億円）とみなす事業税資本割の課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画等を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、政策目的を達成するための手段として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用事業者数】 平成 25 年度：2 社 平成 26 年度：1 社 平成 27 年度：3 社 平成 28 年度：3 社 【減収額】 平成 25 年度：6,725 千円 平成 26 年度：1,340 千円 平成 27 年度：184 千円 平成 28 年度：5,939 千円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	ー
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	登録免許税の免除により、1社平均約 1.5 百万円のキャッシュフローが生じている。当該措置の適用により、事業再生を図ろうとする対象事業者の資金繰りが改善する。 【算出方法】 $(6,725 + 1,340 + 184 + 5,939) \div 9 \text{社} = 1,576 \text{千円}$
	前回要望時の達成目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 29 年 3 月末までに、旧機構で 28 件、当機構で 66 件の再生支援決定を行い、65 件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。
これまでの要望経緯	平成 20 年度：本措置を初めて要望し認められた。 平成 25 年度：本措置の延長及び適用範囲の拡充を要望し認められた。 平成 26 年度：本措置の適用範囲の拡充を要望し認められた。	